

上尾市水道事業
集中監視制御システム更新
及び運転管理事業

設計工事請負契約書（案）

上尾市上下水道部

設計工事請負契約書

年 月 日

発注者 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
上尾市
上尾市水道事業管理者権限を行う市長
畠山 稔 ⑩

受注者 事務所の所在地
名称¹
代表者職・名前 ⑩

下記の本件工事等（以下で定義する。）について、発注者と受注者及び●●²が締結した令和○年○月○日付基本契約書（以下「基本契約」という。）第6条第1項の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者の構成員は、本件工事等を共同連帯して請け負うものとし、発注者の事前の承諾なしに当該共同企業体を脱退することはできないものとする。

この契約の証として本書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ押印のうえ、各1通を保有する。

記

事業名	上尾市水道事業 集中監視制御システム更新及び運転管理事業
工事名	上尾市水道事業集中監視制御システム更新工事
工事場所	上尾市上下水道部庁舎 外 43 箇所

¹ 受注者が共同企業体を組成している場合においては、受注者の所在地及び名称の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

² 基本契約の当事者にあわせ記入する。

設計工事期間	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
契約金額	金 〇〇〇〇〇 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇〇〇
契約保証金	請負代金額の100分の10以上
前払金	金 〇〇〇〇〇
中間前払金	金 〇〇〇〇〇
その他の条件	なし

本事業に関して、基本契約に従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付契約条項によって、公正な設計工事請負契約（以下「本設計工事請負契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本設計工事請負契約は、基本契約及び基本契約に基づき締結される運転管理業務委託契約とともに不可分一体として事業契約を構成することを確認する。

本設計工事請負契約で用いる用語は、本設計工事請負契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、基本契約において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

第1条	(総則)	1
第2条	(指示等及び協議の書面主義)	2
第3条	(関連工事の調整)	2
第4条	(設計図書)	3
第5条	(請負代金内訳書)	4
第6条	(近隣対策)	4
第7条	(契約の保証)	4
第8条	(権利義務の譲渡等)	5
第9条	(設計図書及び完成図書等の著作権)	6
第10条	(一括委任又は一括下請負の禁止)	7
第11条	(下請負人等の選定)	7
第12条	(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務)	7
第13条	(特許権等の使用)	8
第14条	(監督員)	9
第15条	(管理技術者、照査技術者)	9
第16条	(現場代理人及び主任技術者等)	10
第17条	(履行報告)	10
第18条	(工事関係者に関する措置請求)	11
第19条	(工事材料の品質及び検査等)	11
第20条	(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	12
第21条	(支給材料及び貸与品)	12
第22条	(工事用地の確保等)	13
第23条	(要求水準書等と設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)	14
第24条	(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	14
第25条	(条件変更等)	15
第26条	(要求水準書等又は設計図書の変更)	16
第27条	(工事の中止)	16
第28条	(著しく短い設計工事期間の禁止)	17
第29条	(受注者の請求による設計工事期間の延長)	17
第30条	(発注者の請求による設計工事期間の短縮)	17
第31条	(設計工事期間の変更方法)	17
第32条	(請負代金額の変更方法等)	18
第33条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	18
第34条	(臨機の措置)	19
第35条	(一般的損害)	19
第36条	(第三者に及ぼした損害)	20

第 37 条	(不可抗力による損害)	20
第 38 条	(請負代金額の変更に代える要求水準書等及び提案書並びに設計図書の変更)	21
第 39 条	(検査及び引渡し)	22
第 40 条	(請負代金の支払)	22
第 41 条	(部分使用)	23
第 42 条	(前金払)	23
第 43 条	(保証契約の変更)	24
第 44 条	(前払金の使用等)	25
第 45 条	(部分払)	25
第 46 条	(部分引渡し)	26
第 47 条	(債務負担行為に係る契約の特則)	26
第 48 条	(継続費等に係る契約の前金払の特則)	27
第 49 条	(継続費等に係る契約の部分払の特則)	27
第 50 条	(第三者による代理受領)	28
第 51 条	(前払金等の不払に対する工事中止)	28
第 52 条	(契約不適合責任)	28
第 53 条	(発注者の任意解除権)	29
第 54 条	(発注者の催告による解除権)	29
第 55 条	(発注者の催告によらない解除権)	30
第 56 条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	32
第 57 条	(公共工事履行保証証券による保証の請求)	32
第 58 条	(受注者の催告による解除権)	32
第 59 条	(受注者の催告によらない解除権)	33
第 60 条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	33
第 61 条	(解除に伴う措置)	33
第 62 条	(発注者の損害賠償請求等)	35
第 63 条	(談合等不正行為があった場合の違約金等)	36
第 64 条	(受注者の損害賠償請求等)	37
第 65 条	(契約不適合責任期間等)	38
第 66 条	(火災保険等)	39
第 67 条	(あっせん又は調停)	39
第 68 条	(仲裁)	40
第 69 条	(情報通信の技術を利用する方法)	40
第 70 条	(秘密保持)	40
第 71 条	(補則)	41

設計工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本設計工事請負契約（要求水準書等（要求水準書及び入札説明書等をいう。以下同じ。）、提案書及び設計図書（第4条第3項の定めるところに従って発注者が承諾した設計図書をいう。以下同じ。）は本設計工事請負契約の一部を構成するものとする。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、本設計工事請負契約を履行しなければならない。なお、基本契約、本設計工事請負契約、要求水準書、入札説明書等及び提案書の間に齟齬がある場合、基本契約、本設計工事請負契約、要求水準書、入札説明書等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、提案書が要求水準書等に示された要求水準より厳格又は望ましい水準を規定している場合は、その限りにおいて、提案書が要求水準書等に優先するものとする。なお、発注者の承諾が得られた書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。
- 2 受注者は、要求水準書等及び提案書に示された各工事（以下総称して「本件工事」という。）の施工のための設計業務（以下「設計業務」といい、本件工事と個別に又は総称して「本件工事等」という。）を行った上で、設計図書に基づいて本件工事を契約書記載の設計工事期間（以下「設計工事期間」という。）内に完成し、本件工事の目的物（備品等も含む。以下「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、契約書記載の契約金額の請負代金（以下「請負代金」という。）を支払うものとする。
- 3 設計、仮設、施工方法その他設計図書等（第9条第1項で定義する意味を有する。以下同じ。）及び工事目的物の完成をするために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、本設計工事請負契約に特別の定めのある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 本設計工事請負契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本設計工事請負契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本設計工事請負契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる計量単位は、要求水準書等及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定められたところによるものとする。
- 7 本設計工事請負契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 本設計工事請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 本設計工事請負契約に係る訴訟については、さいたま地方裁判所を第一審とす

る専属管轄に服することに合意する。

- 10 受注者が共同企業体を有効に結成している場合、発注者は、本設計工事請負契約に基づく全ての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本設計工事請負契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成企業に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本設計工事請負契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 11 受注者は、要求水準書等に記載された情報のほか、本設計工事請負契約締結時に利用し得る全ての情報を十分に検討した上で、本設計工事請負契約を締結したことをここに確認する。受注者はかかる情報の未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本件工事等の困難さ、又はコストを適切に見積もることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報の未入手が要求水準書等の誤記その他の発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。
- 12 発注者及び受注者が本件工事等を遂行するに伴い、発生が予測されるリスクとその責任分担については、要求水準書等によるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 本設計工事請負契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、届出、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、本設計工事請負契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(関連工事の調整)

- 第3条 発注者は、受注者の施工する本件工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の施行する工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(設計図書)

- 第4条 受注者は、本設計工事請負契約の定めるところに従い、要求水準書等及び提案書に基づき、本設計工事請負契約の締結後速やかに設計業務に着手するものとする。
- 2 受注者は、発注者に対し、各暦月における設計業務の進捗状況に関し、報告書を作成の上、翌月の第7開庁日までに発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。発注者は、設計の内容及び設計業務の進捗に関して、随時に、受注者に対して説明を求めることができるほか、報告書その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。
 - 3 受注者は、設計業務に着手後、実施設計を完成させた場合、設計図書（提案図書、実施設計図書及び施工承諾申請図書等を指す。以下同じ。）を発注者に提出して承諾を得るものとする。なお、かかる承諾の手続は、全ての設計図書の完成に先行して完成したものから順次に行うことができる。
 - 4 発注者は、前項の定めるところに従って提出された設計図書のいずれかが、法令、本設計工事請負契約の規定、要求水準書等及び提案書の水準を満たさないか、又はこれらの内容に適合していないか若しくは逸脱していることが判明した場合、当該設計図書の受領後30日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するように受注者に対して通知することができる。
 - 5 受注者は前項の通知を受けた場合、速やかに当該箇所を是正するものとする。ただし、受注者が発注者の通知の内容に意見を述べ、発注者がその意見を合理的と認めた場合は、この限りでない。
 - 6 前項の定めるところに従ってなされる設計図書の是正に要する一切の費用は、受注者の負担とする。
 - 7 第5項の定めるところに従って受注者が是正を行った場合、受注者は直ちに是正された設計図書を発注者に提出の上、発注者の承諾を得るものとする。この場合、当該承諾手続は、第4項から前項までの例によるものとする。ただし、第4項に掲げる期間の定めは適用せず、発注者は是正された設計図書の受領の後、可及的速やかに検討を実施するものとする。
 - 8 受注者は、設計図書が発注者により受領された後30日以内に発注者から第5項の通知（第7項によって準用された場合を含む。）がない場合は、第3項の承諾がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。
 - 9 受注者は、発注者による設計図書の承諾から30日以内に、設計図書及び要求水準書等の定めるところに従い、設計図書及び要求水準書等が定める様式及び内容の工程表その他の書類を作成し、発注者に提出しなければならない。
 - 10 前項の規定は、設計図書の変更について第26条の定めるところに従って発注者

の承諾を得た場合に準用する。

(請負代金内訳書)

- 第5条 発注者が受注者に対し、請負代金内訳書の提出を求めたときは、受注者は請求があつてから 14 日以内に内訳書を発注者に対して提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
 - 3 内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(近隣対策)

- 第6条 受注者は、本件工事の実施により生じうる生活環境影響を勘案した上、合理的に要求される範囲において近隣対策（本件工事の内容を近隣住民に対して周知させること、本件工事の作業時間について近隣住民の了解を得ること、及び車両の交通障害、騒音、振動その他本件工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策を含むが、これに限られない。以下「近隣対策」という。）を実施するものとする。
- 2 受注者は発注者に対し、前項に定める近隣対策の実施について、事前に実施の内容を報告し承諾を得るものとし、事後にその結果を報告するものとする。
 - 3 近隣対策により受注者に生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、受注者がこれを負担するものとする。

(契約の保証)

- 第7条 受注者は、本設計工事請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本設計工事請負契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) 本設計工事請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本設計工事請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第62条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第8条 受注者は、本設計工事請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、設計図書等（未完成の設計図書等及び設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第19条第2項の規定による検査に合格したもの及び第45条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなお本件工事等の遂行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本件工事等の遂行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(設計図書及び完成図書等の著作権)

第9条 発注者は、設計図書及び完成図書その他本設計工事請負契約に関して発注者の要求に基づき作成される一切の書類並びにプログラム及びデータベース（以下「設計図書等」という。）について、本事業の実施に必要な範囲で無償で自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。本条において同じ。）する権利を有するものとし、その使用の権利は、要求水準書等で定める、本事業の対象施設の運営維持管理に係る業務の遂行に必要な範囲で本設計工事請負契約の終了後も存続するものとする。

2 受注者は、自ら又は著作権者をして、次に掲げる行為を自ら行い又は第三者をして行わせてはならないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 設計図書等に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
- (2) 設計図書等の内容を公表すること（ただし、既に公表された事項についてはこの限りではない。）。
- (3) 設計図書等の複製、頒布、展示、改変及び翻案をすること。

3 受注者は、発注者による設計図書等の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

4 受注者は、設計図書等が、第三者の有する著作権又は著作人格権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその一切の賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとする。

5 受注者は工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

6 発注者は、工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該工事目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

7 発注者は、工事目的物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

8 工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者は工事目的物の利用目的の実現のためにその内容を改変することができるものとし、受注者は、その改変にあらかじめ同意する。

9 受注者は、工事目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合に限り、工事目的物の内容を公表その他の設計図書等の利用をすることができる。

10 発注者は、受注者が設計図書等及び工事目的物の作成に当たって開発したプロ

グラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。以下同じ。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいうが、第 1 項に定めるプログラム及びデータベースを除くものとする。以下同じ。）について、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第10条 受注者は、本設計工事請負契約の履行について、本件工事等の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の定めに抵触しない範囲で本件工事等の一部を第三者に委任し、又は下請けさせようとするときは、受注者は、事前に当該第三者の商号、所在地その他発注者が求める事項を記載した書面を発注者に提出し、かつ、発注者から承諾の通知を得るものとする。
- 3 受注者は、第 1 項の定めに抵触しない範囲で本件工事等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者の商号、所在地その他必要な事項を書面により発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者が本件工事等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、受注者自らの行為とみなし、これに対しては、受注者が当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

（下請負人等の選定）

第11条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を上尾市内に本店（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。次項において同じ。）を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方を上尾市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務）

第12条 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人として定めることができる。
- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ本件工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ本件工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額
 - (2) 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額
- 4 受注者は、水道法第 21 条第 1 項及び同法施行規則第 16 条に基づき、本件工事等に従事している者（受注者の従業員であるか否かを問わない。）について、定期及び臨時の健康診断を行うものとし、これに関する記録を作成し、保存しなければならない。なお、受注者は実施結果を速やかに発注者に報告する。

（特許権等の使用）

第13条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事

材料又は施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第14条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、本設計工事請負契約の他の条項に定めるもの及び本設計工事請負契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 本設計工事請負契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 要求水準書等及び提案書に基づく本件工事等の遂行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 要求水準書等及び提案書に基づく工程の管理、立会い、本件工事等の遂行状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本設計工事請負契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 本設計工事請負契約に定める指示等については、要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、本設計工事請負契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(管理技術者、照査技術者)

第15条 受注者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者、設計図書等の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 照査技術者は、前項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

3 工事業務を行う企業が設計業務を行う場合は、監理技術者と第1項の管理技術

者を兼ねることができる。

(現場代理人及び主任技術者等)

第16条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者(本件工事が建設業法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事に該当する場合は、専任の主任技術者)又は監理技術者(本件工事が同条第4項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者)
 - (3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。以下同じ。)
 - (4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、本設計工事請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、設計工事期間の変更、請負代金の請求及び受領、第18条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びに本設計工事請負契約の解除に係る権限を除き、本設計工事請負契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第17条 受注者は、工事現場に常に工事記録簿等を整備し、発注者の要求があった場合には速やかに開示するほか、設計工事期間における各暦月における本件工事の進捗状況に関し、工事進捗状況報告書等を作成の上、翌月の7日までに発注者に提出することで履行報告を行うものとする。

(工事関係者に関する措置請求)

第18条 発注者は、現場代理人がその職務（管理技術者、照査技術者、監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適當と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、管理技術者、照査技術者、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が本件工事等を施工するために使用している下請負人、労働者等で本件工事等の施工又は管理につき著しく不適當と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第19条 工事材料の品質については、要求水準書等、提案書及び設計図書に定めるところによる。ただし、要求水準書等、提案書及び設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、工事目的物が要求水準書等、提案書及び設計図書に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等、提案書及び設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出し

なければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第20条 受注者は、要求水準書等、提案書及び設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書等、提案書及び設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された本件工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するもののほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等及び提案書並びに設計図書において見本又は工事写真等の記録（以下この条において「記録」という。）を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は本件工事の施工をするときは、要求水準書等、提案書及び設計図書に定めるところにより、当該見本又は記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項若しくは第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は本件工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該本件工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第21条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等、提案書及び設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは

性能が要求水準書等、提案書及び設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し本設計工事請負契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは設計工事期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等、提案書及び設計図書に定めるところにより、本件工事の完成、設計図書の変更等によって不要となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等、提案書及び設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第22条 発注者は、工事用地その他要求水準書等において定められた本件工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が本件工事の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日。）までに

確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 本件工事の完成、要求水準書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。本条において単に「物件」という。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（要求水準書等と設計図書の内容が一致しない場合の修補義務）

第23条 受注者は、本件工事の施工中に、設計図書の内容が、要求水準書等、提案書の内容に適合しないことが判明した場合には、これらに適合するよう必要な修補（設計図書の是正のほか、本件工事に関する必要な修補を含む。）を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、設計工事期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第24条 受注者は、本件工事の施工部分が要求水準書等、提案書及び設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは設計工事期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第19条第2項又は第20条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分

を破壊して検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督員は、本件工事の施工部分が要求水準書等、提案書及び設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第25条 受注者は、本件工事等の遂行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書又は入札説明書等が一致しないなど要求水準書等における相互矛盾があること（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 要求水準書等、提案書又は設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等、提案書又は設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 設計業務の実施上の制約等、要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の実施条件が相違すること、又は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等又は設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書等、提案書又は設計図書で明示されていない履行条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等、提案書及び設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し要求水準書等、提案書及び設計図書を訂正する必要がある場合は、要求水準書等については発注者が行い、提案書及び設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。

- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴う場合は、要求水準書等については発注者が行い、提案書及び設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書又は設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者が協議して、要求水準書等については発注者が行い、提案書及び設計図書については、発注者が指示して受注者が行う。
- 5 前項の規定（第1項第1号に該当し、設計図書を訂正する場合を除く。）により要求水準書等及び設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは設計工事期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（要求水準書等又は設計図書の変更）

第26条 発注者は、前条第4項の規定によるほか必要があると認めるときは、要求水準書等又は本件工事等に関する指示の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等若しくは本件工事等に関する指示を変更し、又は受注者に設計図書を変更させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは設計工事期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第27条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等（ただし、設計図書を除く。）に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本件工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本件工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事の中止内容を受注者に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により本件工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは設計工事期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しな

ればならない

(著しく短い設計工事期間の禁止)

第28条 発注者は、設計工事期間の延長又は短縮を行うときは、本件工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本件工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による設計工事期間の延長)

第29条 受注者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により設計工事期間内に本件工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に設計工事期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、設計工事期間を延長しなければならない。発注者は、その設計工事期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による設計工事期間の短縮)

第30条 発注者は、特別の理由により設計工事期間を短縮する必要があるときは、設計工事期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計工事期間の変更方法)

第31条 設計工事期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が設計工事期間の変更事由が生じた日（第29条の場合にあっては、発注者が設計工事期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が設計工事期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第32条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 本設計工事請負契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第33条 発注者又は受注者は、設計工事期間内で本設計工事請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における令和 7 年 1 月 1 日における賃金水準又は物価水準からの変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、日本銀行の示す企業物価指数のうち監視制御装置などの公表されている物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「本設計工事請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とし、同項中「令和 7 年 1 月 1 日における賃金水準又は物価水準」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日における賃金水準又は物価水準」とするものとする。
- 5 特別な要因により設計工事期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、

前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、設計工事期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第34条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他本件工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(一般的損害)

第35条 設計図書又は工事目的物の引渡し前に、設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本件工事等の遂行に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 66 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第36条 本件工事等の遂行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第66条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受注者が通知しなかったときでない限り、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本件工事等の遂行に伴い、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件工事等の遂行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本件工事等の遂行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第37条 設計図書又は工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書等、提案書又は設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、設計図書、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第66条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第19条第2項、第20条第1項若しくは第2項又は第45条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の本件工事等に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における

損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 設計図書の出来形部分に対する損害
損害を受けた設計図書の出来形部分に相応する請負代金の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事目的物の出来形部分に関する損害
損害を受けた工事目的物の出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (4) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本件工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える要求水準書等及び提案書並びに設計図書の変更)

第38条 発注者は、第13条、第21条、第23条から第27条まで、第29条、第30条、第33条から第35条まで、前条又は第41条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等、提案書及び設計図書を変更することができる。この場合において、要求水準書等、提案書及び設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者

に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第39条 受注者は、本件工事を完成し、要求水準書等及び提案書の定めるところに従い、工事目的物の検査、試験、試運転及びその他要求水準書等及び提案書が定める手続を実施し、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等及び提案書に定めるところにより、本件工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第 2 項の検査によって本件工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、本件工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本件工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第40条 受注者は、前条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 4 項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の改正等により、本設計工事請負契約を締結した後に消費税額に変動が生じているときは、発注者は、同項の請負代金金額にその変動した額に相当する額を加減した額を支払うものとする。

- 4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数(以下この項において「遅延日数」という。)は、第2項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第41条 発注者は、第39条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における発注者の負担額は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(前金払)

第42条 受注者は、保証事業会社と、設計工事期間の満了の日を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 受注者は、本設計工事請負契約の締結時に中間前払金の支払を受けることを選択したときは、第1項に規定する前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、設計工事期間の満了の日を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、前項に規定する中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者による中間前金払をすることができる要件に該当している旨の認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、同項の規定による請求があったときは、直ちに審査を行い、当該審査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、第 1 項又は第 3 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 6（第 3 項の規定による中間前払金の支払を受けていない場合にあっては、10 の 4）から受領済の前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第 46 条まで、第 48 条及び第 61 条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 6（第 3 項の規定による中間前払金の支払を受けていない場合にあっては、10 の 5）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 45 条又は第 46 条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 10 前項の場合において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正等により、本設計工事請負契約を締結した後に前項に規定する率に変動が生じているときは、発注者は、同項の規定による請求額にその変動した率に相当する額を加減した額を請求することができるものとする。

（保証契約の変更）

- 第43条 受注者は、前条第 6 項の規定により受領済の前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、前条第 1 項又は第 3 項の規定により締結した保証契約（事項において単に「保証契約」という。）を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない設計工事期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第44条 受注者は、前払金を本件工事の材料費、労務費、外注費（設計業務に係る部分に限る。）機械器具の賃借料（本件工事の施工に係る部分に限る。）、機械購入費（本件工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費（本件工事の施工に係る部分に限る。）、仮設費（本件工事の施工に係る部分に限る。）、労働者災害補償保険料（本件工事の施工に係る部分に限る。）及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第45条 受注者は、本件工事等の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済の工事材料及び製造工場等にある工場製品（第19条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金額相当額の10分の9以内の額について、契約書記載の回数以内において次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等、提案書及び設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に

部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第46条 工事目的物について、発注者が要求水準書等、提案書及び設計図書において本件工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の本件工事が完了したときについては、第39条中「本件工事」とあるのは「指定部分に係る本件工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第40条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第40条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第40条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 $=$ 指定部分に相応する請負代金の額 $\times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金の額})$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第47条 継続費及び債務負担行為(以下「継続費等」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度

円

- | | | |
|---|--|---|
| | 年度 | 円 |
| | 年度 | 円 |
| 2 | 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。 | |
| | 年度 | 円 |
| | 年度 | 円 |
| | 年度 | 円 |
| 3 | 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。 | |

(継続費等に係る契約の前金払の特則)

第48条 継続費等に係る契約の前金払については、第42条第1項中「設計工事期間の満了の日」とあるのは「設計工事期間の満了の日(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、「契約書記載の前払金」とあるのは「当該会計年度における支払限度額の10分の4以内の前払金」と、同条第5項及び第6項並びに第43条第2項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本設計工事請負契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、同項本文の規定により準用される第42条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項本文の規定により準用される第42条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証制限を延長するものとする。この場合においては、第43条第4項の規定を準用する。

(継続費等に係る契約の部分払の特則)

第49条 継続費等に係る契約においては、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて部分払を請求することができる。た

だし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 本設計工事請負契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 45 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 出来高金額 × (10 / 10 以内) − (前払金額 × 出来高金額 / 支払限度額) − 既部分払額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第50条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 40 条（第 46 条において準用する場合を含む。）又は第 45 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第51条 受注者は、発注者が第 42 条、第 45 条又は第 46 条において準用される第 40 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本件工事等の全部又は一部の遂行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本件工事等の遂行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは設計工事期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本件工事等の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事等の遂行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第52条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただ

し、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第53条 発注者は、本件工事が完成するまでの間は、次条又は第55条の規定によるほか、必要があるときは、本設計工事請負契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本設計工事請負契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその債務の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本設計工事請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本設計工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第8条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本件工事等に着手すべき期日を過ぎても本件工事等に着手しないとき。
- (3) 設計工事期間内に完成しないとき又は設計工事期間経過後相当の期間内に本件工事等を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (4) 第15条第1項及び第16条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

- (5) 正当な理由なく、第 52 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本設計工事請負契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本設計工事請負契約を解除することができる。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第 8 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を本件工事等の遂行以外に使用したとき。
- (3) 工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- (5) 受注者が工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 受注者が、本設計工事請負契約に係る入札手続に関する法令その他本件工事等の実施に影響を及ぼす法令の規定に違反したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (11) 第 58 条又は第 59 条の規定によらないで本設計工事請負契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類似した手続の申立

- があったとき、私的整理手続の開始があったとき又は清算に入ったとき。
- (13) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が手形若しくは小切手の不渡り・支払停止があったとき、又は手形交換所の取引停止処分若しくはその警告を受けたとき。
- (14) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が解散（合併による場合を除く。）、事業譲渡、営業廃止、合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社の分割又は重要な資産譲渡の決議があったとき（ただし、解散又は営業廃止の場合を除き、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除く。）。
- (15) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が第 63 条第 1 項各号の場合のいずれかに該当したとき。
- (16) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第56条 第 54 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第57条 第 7 条第 1 項の規定により本設計工事請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第 54 条各号又は第 55 条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、本件工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、本設計工事請負契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 請負代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
 - (2) 工事完成債務
 - (3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)
 - (4) 解除権
 - (5) その他本設計工事請負契約に係る一切の権利及び義務(第 36 条の規定により受注者が遂行した本件工事等に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第 1 項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、本設計工事請負契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第58条 受注者は、発注者が本設計工事請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその債務の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本設計工事請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務

の不履行が本設計工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第59条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本設計工事請負契約を解除することができる。

- (1) 第 26 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 27 条の規定による本件工事の施工の中止期間が設計工事期間の 10 分の 5(設計工事期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が本件工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第60条 第 58 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第61条 発注者は、本設計工事請負契約が本件工事等の完成前に解除された場合においては、本件工事等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第 1 項の場合において、第 42 条(第 48 条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第 45 条及び第 49 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の本件工事等の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 54 条、第 55 条又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 53 条、第 58 条又は第 59 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない

い。

- 4 前項後段の場合において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正等により、本設計工事請負契約を締結した後に前項後段に規定する率に変動が生じているときは、受注者は、同項後段の規定による返還額にその変動した率に相当する額を加減した額を返還しなければならないものとする。
- 5 受注者は、本設計工事請負契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の本件工事等の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、本設計工事請負契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 7 受注者は、本設計工事請負契約が本件工事等の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において単に「物件」という。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 8 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 9 第 5 項前段及び第 6 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、本設計工事請負契約の解除が第 54 条、第 55 条又は次条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 53 条、第 58 条又は第 59 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 5 項後段、第 6 項後段及び第 7 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 10 本件工事等の完成後に本設計工事請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第62条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 設計工事期間内に本件工事等を完成することができないとき。
 - (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第54条又は第55条の規定により、工事目的物の完成後に本設計工事請負契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第54条又は第55条の規定（ただし、同条第15号を除く。）により工事目的物の完成前に本設計工事請負契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本設計工事請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により専任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により専任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により専任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本設計工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

- 6 第2項の場合（第55条第9号及び第11号の規定により、本設計工事請負契約が解除された場合を除く。）において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 7 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第63条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本設計工事請負契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本設計工事請負契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、本設計工事請負契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本設計工事請負契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入

札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 本設計工事請負契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 本設計工事請負契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の2に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）

第64条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本設計工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第58条又は第59条の規定により本設計工事請負契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第40条第2項（第46条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者

は、これを支払うことを要しないものとし、その額に 100 円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約不適合責任期間等)

第65条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 39 条第 4 項又は第 5 項（第 46 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 本設計工事請負契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目

的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第66条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を要求水準書等及び提案書並びに設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第67条 本設計工事請負契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他本設計工事請負契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による埼玉県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が本件工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の本件工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 18 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の申請をすることができない。

(仲裁)

第68条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第69条 本設計工事請負契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(秘密保持)

第70条 発注者及び受注者は、本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の遂行以外の目的で係る秘密情報を使用してはならず、本設計工事請負契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示をしてはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び受注者が本設計工事請負契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、係る事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- (5) 発注者が議会に開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含

まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

- 5 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他適用のある法令の規定に準拠し、本業務の遂行に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、受注者又は本業務に適用のあるガイドライン等を守らなければならない。

（補則）

- 第71条 本設計工事請負契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。